## 「年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)の機器更改に係る設計・開発業務、アプリケーションプログラム保守及び市販ソフトウェア製品保守業務」調達仕様書(案)にかかる意見等

令和元年8月 日本年金機構 基幹システム開発部 システム開発管理グループ

項番	頁	区分	意見内容	回答
1	調達仕様書P.8 1.6.1(2)(3) 1.6.2	要望	本受託者が納入する市販ソフトウェアのリース期間は納入日から平成39年5月末までとなっており、かつ最大1年の契約延長(延長期間も保守対応が可能なもの)が要件となっております。最大1年の保守延長要件を考慮した場合、8年の長期利用となり、例えば「WindowsServer2016」が製造もとのサポートが保守期限切れになる等、後継製品への更新費用等も見込む旨の仕様となっており、OSのバージョンアップを前提とした見積等を考慮する必要がございます。しかしながら、現時点で当該対応にかかる費用等を見極めることが困難な状況であると考えております。そのため、リース期間をOSのライフサイクルにあわせていただく等、見直しのご検討をいただけますよう、よろしくお願いいたします。	また、例として挙げていただいた「WindowsServer」を採用する場合は、本調達で構築する システムの稼働年を考慮すると「WindowsServer2019」を採用すると想定しております。
2	調達仕様書P.8 1.6.1(3)	提案	「(3)機構指定ソフトウェアのリース(製品のサポートサービスを含む)納品日から平成39年5月末まで」との記載がございます。機構指定ソフトウェアは、原則、貴機構内で共通的に利用となる製品になると想定しております。その場合、マネージャ(親となる製品)と連携稼働して初めて効果があるものと考えます。また製品によっては、クライアント・ライセンスのみ購入する場合、マネージャが持つサポートサービス期限までしかサポートサービスを販売いただけない場合もございます。さらにマネージャが搭載されるシステムが更改される際、別の製品に変更となる可能性も考えられるため、このような製品については「マネージャ側のサポートサービス期限まで」を指定いただいたほうが、減額手続といった作業が軽減されると思われます。加えて、マネージャ側のサポートサービス終了後については「貴機構と別途協議の上、別調達での導入」のほうがコスト的にも良いかと考えます。ご検討のほどお願い致します。	機構指定ソフトウェアのリース期限についての記載を「納品日から共通基盤システム(各ソフトウェアのマネージャ)側のサポートサービス期限である令和7年7月末まで」と見直します。
3	調達仕様書P.9 1.6.3(1) 3.2 表3.2.1 別紙1	要望	本受託者が納入する市販ソフトウェアの納入時期について、納入成果物一覧の「指定市販ソフトウェア納入報告書」「基盤製品導入結果報告書」の納期が単体テスト工程完了時と記載がある一方で、別紙1「全体スケジュール」からは平成32年6月末までには納入が必要であると読取れます。そのため、ソフトウェアの納入については、本受託者が実施する単体テストとは非同期に、基盤構築のスケジュールにあわせて6月末までに納入する必要がある旨を明記いただけますよう、見直しをお願いします。	「調達仕様書3.2 表3.2.1納入成果物一覧」、No.22の「指定市販ソフトウェア納入報告書」の納品期日についての記載を「単体テスト工程完了時」から「別途調達するHW納入時まで」と見直します。
4	調達仕様書P.13 3.1.1(2)⑤	要望	設計・開発に係る作業の内容について、「仮想環境は、ハードウェア納入等業者が構築する」との記載がありますが、仮想化ソフトウェアの構築作業はハードウェア納入等業者の役務で、ゲストOS以上の環境構築については本受託者の役務との理解でよろしいでしょうか。 仮想環境構築にかかる本受託者ならびにハードウェア納入等業者、仮想化基盤管理事業者等、関連業者間の具体的な役務分担や調整事項について明記頂きますようお願いします。	ご認識のとおり、ゲストOS以上の環境構築については本受託者の役務となります。 仮想環境構築にかかる本受託者ならびにハードウェア納入等業者、仮想化基盤管理事業 者の具体的な役務分担や調整事項が明確となるよう記載を見直しました。

項番	頁	区分	意見内容	回答
5	調達仕様書P.2 表1.4.1 項番8、9 調達仕様書P.31 表5.1.2 別紙3	要望	関連業者について、「表1.4.1 用語の定義」や「表5.1.2 関連業者一覧」、「別紙3 関連業者との役割分担表」に記載されている名称に不整合が見受けられるため、確認の上、見直し頂きますようお願いします。 同一業者と推察される業者について以下に記載します。異なる場合は、調達仕様書にのみ記載されている業者について、別紙3にも明記頂きますよう宜しくお願いします。  ・基盤納入業者(表1.4.1)=仮想化基盤管理事業者(表5.1.2)・仮想化基盤管理事業者(表5.1.2)=接続先システム開発/保守業者(別紙3)・端末運用管理事業者(表5.1.2)=機構LAN端末運用管理事業者(別紙3)	下記のとおりとなります。 「表1.4.1 用語の定義」と、別紙3の記載を見直します。  【用語の見直し】 ・基盤納入業者 ⇒ ハードウェア納入等事業者 ・機構LAN端未運用管理事業者 ⇒ 端末運用管理事業者  【ご推察内容について】 ・基盤納入業者 (表1.4.1) = 仮想化基盤管理事業者 (表5.1.2) ⇒ 調達仕様書上、記載に統一感がないため、上記のとおり記載を見直します。 また、本調達で構築するシステムのハードウェア納入事業者と仮想化基盤を構築、管理する業者は異なります。 ・仮想化基盤管理事業者 (表5.1.2) = 接続先システム開発/保守業者 (別紙3) ⇒ 仮想化基盤維持管理事業者 = 仮想化基盤維持管理事業者 (接続先システム=機構内に存在する他システムのこと) ・端末運用管理事業者 (表5.1.2) = 機構LAN端末運用管理事業者 (別紙3) ⇒ ご認識のとおりですが、上記のとおり記載を見直します。
6	要件定義書(案) P.15 3.1(2)①	要望	「①紙コン事業に関する機能の廃止」について、廃止となる機能は「別紙6機能一覧」に示されているものと理解しておりますが、「別紙9画面一覧」については「更改後に廃止する機能」に該当する画面も記載されているように推察されます。次期更改において、「更改後も継続使用する」画面について、明記いただけますようお願いします。	
7	要件定義書(案) P.15 3.1(2)①	要望	「①紙コン事業に関する機能の廃止」について、廃止となる機能は「別紙6機能一覧」に示されているものと理解しておりますが、「別紙10帳票(ファイル)一覧(事業所名簿検索システム(業務支援ツール)帳票(ファイル)一覧)」については、「更改後に廃止する機能」に該当する帳票(ファイル)も記載されているように推察されます。次期更改において、「更改後も継続使用する」帳票(ファイル)について、明記いただけますようお願いします。	いては追加列に〇を付すこととします。
8	要件定義書 p.18 3.1(6)	要望	追加格納を行う画像データは予め現行保守事業者や日本年金機構様にて画像化及びデータの担保が行われたものに対して本受託者が指定の格納先に格納を行う認識です。当該作業について役務分担表に記載がございませんので、明記いただきますようお願いします。	
9	要件定義書 p.18 3.1(7)	要望	システム要件として「参考資料閲覧機能の作成」が含まれておりますが、当該機能は貴機構より提供されるマニュアルや関連情報を照会できるようにするものであり、対象情報については、システム稼働時に初期登録するのみで、稼動後の追加、変更、削除等については、機能としてサポートする必要がないとの理解でよろしいでしょうか。 認識齟齬がない場合、活用する資料を本システムの機能で追加、変更、削除する機能は必要ない旨を追記いただけますよう、ご検討お願いします。	また、本調達で構築するシステムの稼働日以降、更新予定のない資料等をシステム内に保存する想定ですので、記載内容を見直します。

項番	頁	区分	意見内容	回答
10	要件定義書P22 4.3.1	要望	「仮想環境での適切な機器構成を提案すること」と記載がございますが、適切な機器構成を検討するにあたり、現行システムの使用状況や今後の見通しが明確になっていることが望ましいと考えます。(複数システムの集約や機能縮小がある一方で、本システムを利用した確認作業が増加する旨の記載がございます。) 構成の検討が可能となるように、更改後の非機能要件等を明確にしていただく、または貴機構にて想定する構成を示していただけますよう、見直しのご検討をお願いいたします。	機構が想定する機器構成については、調達仕様書別紙7「閲覧資料一覧」の「その他」に記載している「仮想化基盤の全体概要」で示すこととしております。また、本調達で構築するシステムの次の機器更改までの間に、システム利用者及び業務量は減少する傾向ですので、記載内容を見直しました。
11	要件定義書P41 4.13.1(2)②	要望	「現行システムのアプリケーションプログラムや各種ソフトウェアのログデータについては、参照可能なファイル形式で外部記録メディア等に保管すること」とございますが、本作業については、現行システムを保守する業者殿にて対応いただくことが望ましいと考えますので、記載の見直しについてご検討お願いします。 同様にデータ移行については、移行データごとに各業者の責任範囲を明確にしていただけますよう、ご検討お願いします。	本作業は現行AP保守業者が手順書を作成し、現行運用管理業者が本番作業を実施することとしますので、記載内容を見直しました。 データ移行については、要件定義書の記載で本受託者が実施することとされている作業は本 受託者が責任をもって実施してください。
12	要件定義書 p.41 4.13.1(2)①	要望	「ただし、現行システムの重複するデータ等、移行元がわからないデータについては、分析の上機構と協議して決定すること。」と記載がありますが、現行システムが保有するデータについては本受託者にて調査、分析を行うことは困難であると考えられ、現行システムの運用保守業者等や日本年金機構様の担当者にて分析を実施し、移行対象や移行先等を決定することが必要と考えます、そのため、調達仕様書の本項の見直しをお願いします。	現行システムの重複するデータ等、移行元がわからないデータについての分析は本受託者が 行う想定です。その分析結果を踏まえ、機構が取り扱いについての判断を行います。現行シ ステムの運用保守業者はそれらのサポートを行います。
13	要件定義書P.42 (6)②③ 別紙3 項番117、118	要望	以下の記載内容を踏まえ、データ移行や本番切替においては運用管理事業者の支援が必要と認識しています。関連する役務分担表の作業項目について、運用管理事業者にも○を付与頂きますようお願いします。 ・現行運用管理業者にて現行システムのデータを外部媒体等に抽出する ・現行システムのサービス停止は現行システムの運用管理事業者にて実施する	調達仕様書別紙3「役務分担表」を見直しました。
14	要件定義書 P49 4.17.1(2) 別紙12 項番2-1	要望	「受託者が提供するアプリケーションプログラム等保守業務について、平日、特定日共に原則9:00~20:00の時間帯の受付を可能とし」と記載がありますが、「別紙12 サービスレベル要件」では障害以外の問合せは「9:00~18:00(受付保証時間) ※特定日9:00~17:30、リリース翌日は、8:00~18:00」と記載がございます。 本受託業務における、保守業務の可能時間について記載を統一いただきますようお願いします。	
15	要件定義書 P50 表 4.17.3	要望	表4.17.3パッチ適用ポリシーの「項番3 パッチ適用タイミング」には「定期保守時に行う。(重大な影響を及ぼすものについては、随時対応する)。」と記載されていますが、作業量の見積へも影響しますので、定期保守の頻度や期間について、具体的に記載いただけますよう、見直しをお願いします。	セキュリティパッチ適用については、3か月に一回を想定しております。 ただし、システムに重大な影響を及ぼすものについては、可能な限り素早い対応が求められます。なお、過去2年間において緊急対応を行った回数は1回です。 また、想定件数は要件定義書別紙13「対応実績」に「脆弱性対応(セキュリティパッチ適用支援)」として記載しております。

※区分欄には、「質問」「提案」「要望」の別を記すこと。